

## ～相談事例～

- こんな時、どうするの？
- 1 借りた工具を壊してしまった
  - 2 リチウムイオン電池
  - 3 グラインダーの砥石の処理



今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

同業者である友人から借りた工具を作業中壊してしまった。友人に壊してしまったことを伝えると、もうそこそこ古いし処分してくれとのことであった。工具の持ち主は友人であるので、持ち主である友人にいったん返して友人が処分しないと廃棄物処理法に抵触するか。自分が排出者になって処分しても問題ないか。

(回答 1)

今回のケースは、あなたが使用中に工具が廃棄物になってしまったという状況を踏まえると、あなたが排出者になって問題ないと考えます。今回のケースは排出者がどちらかということより、きちんと処分することが大切だと思います。また、工具を壊してしまったことの代償をきちんとしておくこと、友人から処分を依頼されたことを記録に残しておくことも忘れないようにしたほうが良いと思います。

(照会 2)

業務用で使用している器具のリチウムイオン電池の処理を委託しようと考えていますが、リチウムイオン電池は産業廃棄物の種類は何に該当しますか？

(回答 2)

栃木県の場合は、金属くず、廃プラスチック類、燃え殻、廃油に該当させているようです。また、廃油の引火点が70度未満になる場合は、特別管理産業廃棄物にも該当させているようです。

(照会 3)

業務用に使用しているグラインダーの砥石の処理を委託しようと考えていますが、砥石は産業廃棄物の種類は何に該当しますか？

(回答 3)

栃木県の場合は、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに該当させているようです。

**※廃棄物処理法の解釈や運用については、都道府県で異なることもあるようですので、他県で疑義が生じた場合には、所管行政庁に確認することをお奨めします。**

## 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(9月10日現在、11件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。